

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

柴田町長 滝口 茂

市町村名 (市町村コード)	柴田町 (043231)	
地域名 (地域内農業集落名)	船迫、小成田地区 (船迫、小成田)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年7月10日 (第2回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・船迫・小成田地区では、ほ場整備事業の採択を令和5年4月に受けており、地区内には認定農業者の法人が1経営体、個人が4経営体あり、花きや畜産の担い手もいる地区である。また、地区内の農地は軟弱地盤であり、耕作を行うのに大変苦慮する状況であるため早急なほ場整備事業の完成が望まれる。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・ほ場整備事業により、大区画化や暗渠排水工事等を行った農地を法人及び個人の担い手で、水稻を中心にたまねぎや大豆等の収益性の高い作物の栽培に取り組む。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	100.0 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	100.0 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

・農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地、雑種地は保全管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・ほ場整備事業区域内については、整備の進捗状況に応じて集積・集約化を進める。また、ほ場整備事業区域外の活用可能な農地については、作付品目を検討し土地利用計画を決めたうえで活用する。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・地域全体の農地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を考慮し、段階的に集約化を推進する。
(3)基盤整備事業への取組方針
・令和7年度よりほ場整備事業の面工事が始まる予定。今後は、面工事の進捗状況に応じて対応していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・農事組合法人及び認定農業者、個人の担い手が耕作を行っている地区である。農事組合法人は将来に向けて、新たな組合員の確保が必要となる。また、認定農業者、個人の担い手も後継者の育成、新規就農者の確保が必要となる。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・農業協同組合等からの協力を得ながら効率化を図る。

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

<p>【選択した上記の取組方針】</p> <p>①イノシシ等の被害が拡大しないよう地域ぐるみで電気柵を設置しているが、老朽化も進んでいるため、より効果の高いワイヤーメッシュの導入を検討する。</p> <p>③スマート農業を導入し、作業の効率化・省力化を図る。</p> <p>⑦遊休農地の拡大を防ぐため、地域で連携して資源保全活動に取り組む。</p>
